

「要望書」提出の効果が着実に 引き続き要望の実現、追加要望へ

有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構（酒井清行代表理事）は、7月に提出した要望書の内容の実現に向け、その活動を強化。その結果、①引取業者の行為義務の徹底、②口座引き落とし方式による預託の実現、③リサイクルルートに乗せない業者の取り締まりの徹底、といった具体的な成果を既に実現。今後も、要望の実現に向けた取り組みを強化するとともに、更なる追加要望をしていく。

▼リサイクル料金預託の銀行口座引落とし実現へ ～1ヶ月40台以上の実績事業者が対象に～

有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構（酒井清行代表理事）はかねてから、自動車解体業者が取り扱うリサイクル費用の収納手続きについて「銀行口座からの引き落とし」が出来るよう経済産業省に訴えて来たが、ここに来て実現の見通しが出てきた。先頃酒井代表理事が経済産業省に状況を確認したところ、概要が明らかとなった。

今回の自動車リサイクル法による引き取り手続きでは、引取り業者については、自動車ユーザーから預かったリサイクル料金の収納について、移動報告に合わせ、あらかじめ選択した郵便局からの口座振替かコンビニエンスストアを利用したの収納となっている。一方整備工場については、継続検査時の預託にも対応する必要があるため、郵便局、コンビニの他、自社の銀行口座からの引き落としが可能となっていた。こうした中、実体上、多数の使用済自動車の預託実務を行っている自動車解体業についても銀行口座からの引き落としが出来るよう要望していた。

こうしたJAERAの要望を受け、経済産業省、(財)

自動車リサイクル促進センターでは検討を重ね、この秋から募集を開始することとなった。コンビニエンスストアでの預託の手間がかかる一定以上の預託実績を有する者を対象にする。具体的には、本年3～5月の平均預託台数実績が1ヶ月平均40台を超える事業者を対象とし、対象事業者には促進センターから個別に連絡することになる。

▼「要望書」提出は着実に効果

日本ELVリサイクル機構では、「引取業者の行為義務不履行」が自動車リサイクル法施行後の最大の問題点であるとして、要望書においても最大の要望として掲げるとともに、様々な形でその実現に向けて取り組んできた。

7月15日開催の経済産業省と環境省の諮問機関である産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会の第9回合同会議（座長・永田勝也早稲田大学理工学部教授）でも、酒井ELV機構代表理事から、「要望書」にも盛り込まれたテーマである「業界から見た自動車リサイクル

法施行以降の使用済み自動車の流れの変化」と「その背景」について問題提起した。

この主張は、消費者代表の委員の共感も呼び起こし、松田美夜子富士常葉大学教授からも「引取業者である自動車販売店の不実行為」について厳しい追求が行われた。

また、審議会の座長であり、自動車リサイクル法の生みの親である永田早大教授と経済産業省に対し、業界の声を聞いていただく場を設けるよう酒井代表理事からお願いした結果、8月5日には、関係業界の声を聞く場として、自動車関係業界団体懇談会が経済産業省内で開催された。

ここでは、自動車リサイクル法施行以降の関係業界における状況がどのように変化したかを率直に報告する場となった。

席上、先の産構審・中環審合同会議で指摘された課題について、自動車工業会は「各会員メーカーを通じて自動車販売店に対する使用済み車取り扱いの指導を徹底する」旨の発言があり、自動車販売店協会連合会は「早速会員販売店に対する実態調査に乗り出す」約束をした。

同時に、酒井代表理事をはじめとした理事のメンバーが経済産業省・環境省と精力的に議論をし、問題点を両省に伝え、こうした取り組みがあいまって、8月9日に経済産業省・環境省は、自動車関係団体に対して「使用済み自動車及び中古自動車の取引に当たっての確認事項」と題した通達を送付した。

内容は2項目から成り、ひとつは、引取り者が最終ユーザーから自動車を引き取る場合、「中古車が使用済み車かは所有者の意思に基づくことが基本で、かつ自動車の客観的な状況による」とし、所有者と合意に達することが不可欠、としている。「自動車の客観的な状況と一切関係なく一方的に中古車扱いすることは自り法9条1項違反となる」としている。

もう一つは、使用済み車でリサイクル料金未預託の場合は、引取り者は「最終ユーザーにその旨告知する義務がある」とし、最終ユーザーに成り代わって自ら料金を支払うことも「法律違反行為」としている。また「後送りをして解体業者に支払わせることも独占禁止法の違反」となる、としている。

この通達の送付を受けて、自動車メーカー及び販売店協会では適正業務の徹底を各販売店に周知。自動車メーカーの中には、地域別のディーラー向け説明会を開催するなどの動きが出てきており、実際、一部の会

員からは、「取引先のディーラーで中古車と使用済み自動車をしっかりと分けるようになってきた。」との声も届いている。

もちろん、未だ状況に変化がない会員が大半だろう。機構としても、これで手を緩めるつもりは毛頭ない。今後も、「単に要望する」団体ではなく、「要望を実現する」団体として、取り組みを加速化していく。

▼「要望書」案件のフォローアップ決める

このニュースレターで掲載した3つの成果（3つ目は次ページ参照）は、どれもELV機構の強い働きかけなしには、実現しなかったものばかりだ。今回の成果は、どれも現在の困難な状況を打開する決定打ではないかもしれない。しかし、そのような決定打が存在しないのもまた事実である。引き続き精力的な取り組みによって成果を積み上げていくことが重要である。

こうした中開催された、ELV第2回理事会では、引き続き、あらゆる機会を捕らえて、「要望書」案件のフォローアップを進めるとともに「第1次要望書」に盛り込めなかった「一時抹消登録後の使用済み車の行方調査」等のテーマについて、活動計画委員会（委員長・青木勝幸理事）で検討、11月にも「第2次要望書」として国土交通省、経産省・環境省へ提出することを決めた。

ELV機構のキャンパンが掲出



有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構（酒井清行代表理事）の本部事務所が9月5日から東京港区新橋3丁目2-2-1美（かずみ）ビル5階に開設された。（写真はビル5階に出されたキャンパン）

JR新橋駅（からず森口）から徒歩5分の便利な場所。同事務所からは経済産業省まで10分、自動車リサイクル促進センター、自動車再資源化協力機構のある自動車会館まで7分、日本自動車リサイクル部品販売団体協議会の事務所とは3分という近さ。

官庁街と自動車会館の中間に位置し、両方から重宝がられている。目印は東京三菱銀行新橋支店。

■事務所には多田事務局長・佐藤事務局長が常駐。

TEL.03-3519-5187(代表)

FAX.03-3597-5171



この引き受
こなりが
込まれた
別していた
を絶たす、
可=

ようとした違反
引き取り者
を証明書
に許可の停止
に基づく処分
の対象となる、
としたもの。

解説 「施行前車」と称する車両の取扱については、①「施行前」に中古車として引き取り「施行後」使用済みとなった車は、現行の自り法に準じて手続きを進める ②「施行前」に有価で引き取った使用済み車は、その証拠として「売買契約書」「廃車引き取り証」「古物台帳の写し」が必要。これを処理する場合には「施行前」の制度である「廃棄物処理法」、「フロン回収破壊法」に従った処理が必要 ③「施行前」に無価か逆有償で引き取った使用済み車については「廃車引き取り証」「古物台帳の写し」などそれを証明する書類が必要で、その後は(②)と同様「廃棄物処理法」、「フロン回収破壊法」に従った処理が必要。

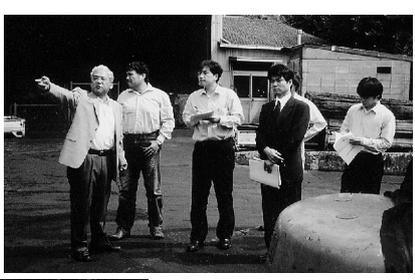
視察したのは環境省廃棄物・リサイクル対策部の東（あずま）自動車リサイクル対策室長、島村企画課長補佐、経済産業省の水口自動車課長補佐ら合計5名。

一行は四街道工業団地内の物井工場における廃油廃液抜き取り工程を皮切りに、フロン回収、エアバッグ車上展開工程の更科ヤード、有用部品取り外し、部品倉庫を持つ本社工場、事務所での電子マニフェスト操作状況など熱心に視察した。

また大型車専門の解体工場である諸岡自動車工業も訪問。その後、千葉県に多い「外人バイヤー」のストックヤード、大型車の入札会場なども回った。

東室長は視察後「法律に基づいた工程で適正処理されている状況が良く理解できた。こうした現場の状況を踏まえつつ今後の自動車リサイクル行政の推進に生かして行きたい」と感想を述べた。また米国に留学、現地のジャンクヤードを回った経験をもつ島村補佐官は「日米の違いがわかって参考になった」と語った。

千葉県の京葉自動車工業を視察する環境省・経産省の自動車リサイクル担当官一行、説明する酒井代表（左端） ▶



◀ 廃油廃液の抜き取り工程を見学する担当官

**知っている
と便利!!**

エアバッグの「取外しもれ」を防止！ 電子マニフェスト「車台詳細情報」の上手な活用

解体工程 > 使用済自動車/解体自動車引取報告 >
情報管理センターへの報告 (JPRS3100)

引渡報告日	引渡元事業者/事業所名	車台番号	車名	エアバッグ類 ※ 処理対象選択		引取報告 対象選択
				自社 処理	次業者 処理	
2009/12/31	自動車リサイクル 株式会社	AB12-0009876	E-AB12C クルマ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>

解体業者の皆さんが、引き取った使用済み車についている「エアバッグ」の個数がわからない、電気式なのか機械式なのかわからなくて処理ができない、というような経験はありませんか。

そうしたミスを回避するための確実な方法をお教えます。

〔車台詳細情報 (イメージ)〕

車台詳細情報 (JPRS0300)

前画面に戻る ログアウト P 画面印刷 ? ヘルプ

1. 車台情報

◆車台基本情報		② ◆メーカー等提供のエアバッグ類装備情報 (「※」はオプション装着の可能性があるので、現車をご確認ください)	
車台番号	AB12-0009876	運転席	1
型式	E-AB12C	助手席	1
車名	クルマ	サイド	0
移動報告番号	000000000000	カーテン	0
義務者メーカー名	クルマ 株式会社	プリテン	2
型式指定番号	0000	③ ◆エアバッグ類 詳細情報	
類別区分番号	0000	一括作動システムへの対応	
① ◆リサイクル料金預託の有無		機械式の部位	シートベルトプリテンショナーのみ機械式を装備しています
フロン類預託	有	その他 1	
エアバッグ類預託	有	その他 2	
◆車台装備情報		④ ◆車台実車装備情報	
フロン類車種クラス	乗用車等	フロン類装備	有
脱フロンエアコン	無	フロン類種別	HFC
架装物区分	04: 架装物がリサイクル料金に含まれているかどうか不明(マニュアルで確認が必要)	エアバッグ類装備	有
		⑤ ◆エアバッグ類 適正処理情報	
		参照	

それは、電子マニフェストで前工程の引取り者から引き渡し報告された車台番号の脇の「詳細」のボタンをクリックして出てくる「車台詳細情報」の画面を使う方法です。上の図がその「車台詳細情報」の画面です。説明をわかりやすくするために本来はついていないのですが、図に①から⑤までの番号を振りました。各工程は以下のとおりです。ある解体業者さんは、入庫してきた車両ごとに車台番号で「車台詳細情報」を呼び出しプリントして入庫車に貼付し解体作業チェックシートとして作業の徹底や移動報告に活用している、といいます。是非ご参考にされてはいかがでしょうか。

- ① 前工程の引取り業者がフロンとエアバッグについてリサイクル料金を預託しているかどうか確認する項目です。ここに記入がない場合は、前工程の業者に戻して正確に記入してもらう必要があります。
- ② からが本番。ここでは車台番号に連動したエアバッグ情報がメーカーからのデータとして表示されます。ここに表示された個数を取外すことで「取りこぼし」が防止できます。
- ③ は装着されているエアバッグが機械式か電気式が表示されているので、機械式の場合は取外しを慎重に行うよう作業に気をつけることが出来ます。
- ④ はフロンが入っていたか、その種類は何かを入力してもらう項目です。
- ⑤ はエアバッグを取り外す際、良くわからない場合に「参照」をクリックすると詳細なメーカー情報が判る、という仕組みになっています。

有限責任中間法人 自動車再資源化協力機構 提供

編集後記

◆まず発行日変更のお詫びを致します。当初10月11日発行の予定でご案内しましたが、「ELVニュース」との発行間隔を等分にした方が良く、との判断で20日とさせていただきます。今後は20日発行となります◆オピニオンや会員の声を掲載する予定でしたが新情報が次ぎ次ぎ入り次号で掲載させていただきます。(編集室)

有限責任中間法人
日本ELVリサイクル機構

JAERAニューズレター

発行日：2005年10月20日

発行所：〒105-0004東京都港区新橋3丁目2-2

一美ビル5F

TEL.03-3519-5181 / FAX.03-3597-5171